

令和2年3月
令和2年第2回栃木市議会定例会
議案書

栃木市



番 号	件 名	
議案第 2号	令和2年度栃木市一般会計予算	別冊
議案第 3号	令和2年度栃木市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 4号	令和2年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 5号	令和2年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	別冊
議案第 6号	令和2年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	別冊
議案第 7号	令和2年度栃木市水道事業会計予算	別冊
議案第 8号	令和2年度栃木市下水道事業会計予算	別冊
議案第 9号	令和元年度栃木市一般会計補正予算（第9号）	別冊
議案第10号	令和元年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	別冊
議案第11号	令和元年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第12号	令和元年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）	別冊
議案第13号	令和元年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第14号	栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第15号	栃木市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第16号	栃木市予防接種委員会条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第17号	都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第18号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第19号	栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第20号	栃木市立大宮南小学校教育振興基金条例を廃止する条例の制定について	17
議案第21号	財産の処分について（栃木市千塚町地内）	19
議案第22号	財産の処分について（栃木市千塚町地内）	20
議案第23号	財産の処分について（日光市瀬川地先）	21
議案第24号	指定管理者の指定について（栃木地区急患センター）	22
議案第25号	市道路線の認定について	23
議案第26号	市道路線の廃止について	24
議案第27号	市道路線の変更について	25
議案第28号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	26
議案第29号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	27

議案第30号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて 28

議案第14号

栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月21日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第　号

栃木市印鑑条例の一部を改正する条例

栃木市印鑑条例（平成22年栃木市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第2条中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第15号

栃木市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を次のように制定するもの
とする。

令和2年2月21日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

栃木市敬老祝金支給条例（平成22年栃木市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次のいずれかに該当するもの」を「85歳の誕生日を迎えるもの及び100歳の誕生日を迎えるもの」に改め、同条各号を削る。

第3条を次のように改める。

（敬老祝金の額及び支給時期）

第3条 敬老祝金の額は、次の表のとおりとする。

対象者	金額
85歳の誕生日を迎える者	10,000円
100歳の誕生日を迎える者	100,000円

2 敬老祝金の支給時期は、9月とする。

第4条を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の栃木市敬老祝金支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給する敬老祝金から適用し、同日前の敬老祝金に係る支給については、なお従前の例による。

議案第16号

栃木市予防接種委員会条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市予防接種委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月21日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市予防接種委員会条例の一部を改正する条例

栃木市予防接種委員会条例（平成26年栃木市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「栃木市医師会」を「一般社団法人下都賀郡市医師会」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第17号

都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月21日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第　　号

都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を 改正する条例

都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例（平成22年栃木市条例第188号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第33条第4項及び」を「第33条第3項及び第4項並びに」に改め、「市街化調整区域に係る」を削る。

第6条を第7条とする。

第5条中「前条」を「第4条」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（法第33条第3項の規定により条例で定める公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度）

第5条 法第33条第3項の規定により条例で定める政令第25条第6号に規定する公園、緑地又は広場の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度は、1ヘクタールとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前になされた申請に係る開発行為の許可基準については、なお従前の例による。

議案第18号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月21日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

栃木市手数料条例（平成22年栃木市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第2の50の項中「1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額」を「1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額」に改め、同表の51の項を次のように改める。

51 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項（2を除く。）において「計画」という。）の変更の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額 (1) 当該計画の変更が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 計画の認定を受けた一戸建ての住宅に係る申請 前項の右欄の1の(1)のアに規定す
--	---

る金額の 2 分の 1 に相当する金額

イ 新たに追加する一戸建ての住宅に係る申

請 前項の右欄の 1 の(1)のアに規定する金
額

ウ 計画の認定を受けた共同住宅等に係る申

請 前項の右欄の 1 の(1)のイに規定する金
額の 2 分の 1 に相当する金額

エ 新たに追加する共同住宅等に係る申請 前

項の右欄の 1 の(1)のイに規定する金額

オ 一の建築物全体に係る申請 (アからエまで
に掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額を
合算した金額

(ア) 計画の認定を受けた住宅部分 ((イ)に係
るものを除く。) について、前項の右欄の
1 の(1)のウの(ア)に規定する金額の 2 分
の 1 に相当する金額

(イ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分
について、前項の右欄の 1 の(1)のウの(イ)
に規定する金額の 2 分の 1 に相当する金
額

(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分につい
て、前項の右欄の 1 の(1)のウの(ウ)に規定
する金額の 2 分の 1 に相当する金額

(エ) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の

部分又は非住宅部分について、前項の右欄

の 1 の (1) の ウ に 規 定 す る 金 額

(2) (1) に 揭 げ る 場 合 以 外 の 場 合 次 に 揭 げ る 申
請 の 区 分 に 応 じ 、 そ れ ぞ れ 次 に 定 め る 金 額

ア 計 画 の 認 定 を 受 け た 一 戸 建 て の 住 宅 に 係
る 申 請 前 項 の 右 欄 の 1 の (2) の ア に 規 定 す
る 金 額 の 2 分 の 1 に 相 当 す る 金 額

イ 新 た に 追 加 す る 一 戸 建 て の 住 宅 に 係 る 申
請 前 項 の 右 欄 の 1 の (2) の ア に 規 定 す る 金
額

ウ 計 画 の 認 定 を 受 け た 共 同 住 宅 等 に 係 る 申
請 前 項 の 右 欄 の 1 の (2) の イ に 規 定 す る 金
額 の 2 分 の 1 に 相 当 す る 金 額

エ 新 た に 追 加 す る 共 同 住 宅 等 に 係 る 申 請 前
項 の 右 欄 の 1 の (2) の イ に 規 定 す る 金 額

オ 一 の 建 築 物 全 体 に 係 る 申 請 (ア か ら エ ま で
に 揭 げ る 申 請 を 除 く。) 次 に 揭 げ る 金 額 を
合 算 し た 金 額

(ア) 計 画 の 認 定 を 受 け た 住 宅 部 分 ((イ) に 係
る も の を 除 く。) に つ い て 、 前 項 の 右 欄 の
1 の (2) の ウ の (ア) に 規 定 す る 金 額 の 2 分
の 1 に 相 当 す る 金 額

(イ) 計 画 の 認 定 を 受 け た 共 同 住 宅 等 の 部 分
に つ い て 、 前 項 の 右 欄 の 1 の (2) の ウ の (イ)

に規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額

(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の 1 の (2) の ウ の (ウ) に規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額

(エ) 計画の認定を受けた非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）について、前項の右欄の 1 の (2) の ウ の (エ) に規定する金額の 2 分の 1 に相当する金額

(オ) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分について、前項の右欄の 1 の (2) の ウ に規定する金額

2 1 の申請に併せて行う法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査 次に掲げる金額を合算した金額

(1) 床面積（建築物の計画の変更に係る部分にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1、床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積、建築物の計画を変更し、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあっては当該計画の変更に係る部分の床

面積の2分の1)の合計に応じ、前項の右欄の

2の(1)に規定する金額

(2) 構造計算適合性判定を要する建築物に該当する建築物については、前項の右欄の2の(2)に規定する金額

(3) 法第87条の4に規定する建築設備が設置される建築物については、当該建築設備の計画を変更した建築設備にあっては当該変更に係る一の建築設備ごとに8,000円（小荷物専用昇降機については、6,000円）、新たに設置する建築設備にあっては前項の右欄の2の(3)に規定する金額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第19号

栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月21日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

栃木市固定資産評価審査委員会条例（平成22年栃木市条例第15号）の
一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」
を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第10条第
1項第2号及び第2項第3号において」を「以下」に、「情報通信技術利用
法」を「情報通信技術活用法」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に
改める。

第10条第1項第2号中「情報通信技術利用法第4条第1項」を「情報通
信技術活用法第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 20 号

栃木市立大宮南小学校教育振興基金条例を廃止する条例の制定
について

栃木市立大宮南小学校教育振興基金条例を廃止する条例を次のように制定
するものとする。

令和 2 年 2 月 21 日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市立大宮南小学校教育振興基金条例を廃止する条例

栃木市立大宮南小学校教育振興基金条例（平成22年栃木市条例第93号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第21号

財産の処分について

次の財産を売却することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)
第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

栃木市長 大川秀子

1 財産の表示

種別	地目	面 積	所 在
土地	宅地	7,383.07 m ²	栃木市千塚町1721番
土地	宅地	8,216.94 m ²	栃木市千塚町1722番
土地	宅地	8,534.12 m ²	栃木市千塚町1723番
計		24,134.13 m ²	

2 売却の方法 隨意契約による売却

3 売却予定価格 340, 148, 402円

4 売却相手 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号

日清医療食品株式会社

代表取締役 菅井 正一

財産の処分について

次の財産を売却することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)
第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

栃木市長 大川秀子

1 財産の表示

種別	地目	面 積	所 在
土地	宅地	4,395.26 m ²	栃木市千塚町1709番
土地	宅地	7,231.75 m ²	栃木市千塚町1710番
計		11,627.01 m ²	

2 売却の方法 隨意契約による売却

3 売却予定価格 157,404,161円

4 売却相手 栃木市千塚町1710番地

東日本農産株式会社

代表取締役 藤尾 益造

議案第23号

財産の処分について

次の財産を売却することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)
第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

栃木市長 大川秀子

1 財産の表示

種別	価格(購入時)	購入年月日	所 在
立木	10,000,000円	平成11年1月14日	日光市瀬川1334-2地先
立木	10,000,000円	平成11年4月27日	日光市瀬川1216-2地先

2 売却の方法 隨意契約による売却

3 売却予定価格 20,000,000円

4 売却相手 宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県知事 福田 富一

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

栃木市長 大川秀子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木地区急患センター

2 指定管理者に指定する団体

所在地 栃木市境町27番21号

名 称 一般社団法人下都賀郡市医師会

代表者 会長 川島 吉人

3 指定期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第25号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を市道として認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

栃木市長 大川秀子

その他路線

路線名	起点	終点	重要な経過地
市道11414号線	沼和田町	沼和田町	
市道13493号線	惣社町	惣社町	
市道13494号線	惣社町	惣社町	
市道13495号線	惣社町	惣社町	
市道13496号線	惣社町	惣社町	
市道13497号線	惣社町	惣社町	

議案第 26 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次の路線の全部を廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

栃木市長 大川秀子

全部廃止路線

その他路線

路線名	起点	終点	重要な経過地
市道 31041 号線	藤岡町太田	藤岡町太田	

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

栃木市長 大川秀子

道路の種類 市道

2級市道

路線名	旧新別	起点	終点	重要な経過地
市道2126号線	旧	藤岡町太田	藤岡町太田	
	新	藤岡町太田	藤岡町太田	

議案第 28 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を本市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

栃木市長 大川秀子

住 所 栃木市藤岡町藤岡 5070 番地

氏 名 西脇 はるみ

生年月日 昭和 32 年 5 月 6 日

議案第29号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるに
ついて

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方
税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同
意を求める。

令和2年2月21日提出

栃木市長 大川秀子

住 所 栃木市岩舟町畠岡501番地5

氏 名 大島秀介

生年月日 昭和31年3月30日

議案第30号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和2年2月21日提出

栃木市長 大川秀子

住 所 栃木市小野口町303番地

氏 名 関口 茂一郎

生年月日 昭和26年2月1日



